

令和7年度 下田市地域おこし協力隊サポート業務仕様書

1 業務名

令和7年度 下田市地域おこし協力隊サポート業務

2 業務目的

下田市の地域おこし協力隊の日々の活動支援及び将来的には活動をサポートする団体(中間支援組織)の設立を目指しながら、任期終了後に必要なスキルを習得することで隊員の市内への定住や地域での活動継続を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。なお、業務実施にあたり必要となる費用(専門家等招聘費用、会議費、テキスト代、その他物品購入・レンタル料等)は、すべて委託費に含めること。

(1) 個別的指導助言等日々のサポートの実施

- ア 隊員のそれぞれの活動内容等を理解するためのヒアリングを行うこと。
- イ 隊員の活動を理解しサポートできるメンターを配置し、隊員の強みを伸ばすコーチングや、活動に求められる個別の知識やスキルの習得に必要な指導助言を行うこと。
- ウ メンターは、定期の面談等により隊員活動のサポートや活動状況の把握を行うほか、隊員の求めに応じて随時面談等を行うこと。

(2) 研修会の実施

隊員全体を対象として3回以上の研修を行い、起業に必要な知識やスキル、課題の認識や解決に向けたプロセスや中間支援組織の設立等の習得を促し、起業への意欲や、隊員かつビジネスパーソンとしての基本的な知識や素養を高めるサポートを実施すること。

(3) 地域との交流

上記(1)及び(2)による方法等により、隊員が活動する上で必要なネットワークづくりをサポートすること

(4) サポート内容等の共有及び報告

- ア 隊員活動のサポート内容等の進捗状況等を共有するため、面談結果等を取りまとめ、月に1回以上委託者へ報告すること。なお、報告にあたっては3回以上は現地にて対面で報告をすること。
- イ アの報告に関する進捗共有会を2回以上開催すること。

(5) 成果のとりまとめ

全プログラム終了後に本業務の成果にわたる地域おこし協力隊サポート業務

の成果等について取りまとめ、報告書を提出すること。

5 業務管理

本業務の受注者は、実施にあたり下田市長に、必要に応じて業務代理人通知、業務実施計画書、業務工程表を提出し、承認を得るものとする。

6 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- | | |
|-----------------|----|
| ① 完了届（下田市規定の様式） | 1部 |
| ② 報告書（様式任意） | 1部 |
| ③ 報告書の電子データ | 1部 |

(2) 成果品納入場所

下田市企画課 下田市河内 101 番地の 1

7 対象隊員

(1) 本業務は下記の者を対象とする。

現在の隊員は以下の 8 名。（令和 7 年 4 月 1 日時点）10 月に 1 名退任、1 名追加を予定。

隊員	活動時期	活動概要	備考
隊員 A (30 代男性)	R4. 10. 1～ R7. 9. 30 (予定)	移住コーディネーター	
隊員 B (20 代男性)	R6. 5. 1～ R9. 4. 30 (予定)	スポーツ振興	
隊員 C (30 代男性)	R6. 5. 1～ R9. 4. 30 (予定)	情報発信	
隊員 D (30 代女性)	R6. 5. 1～ R9. 4. 30 (予定)	観光客誘客促進	
隊員 E (40 代男性)	R6. 11. 1～ R9. 10. 30 (予定)	中心市街地活性化	
隊員 F (40 代女性)	R7. 1. 1～ R9. 12. 31 (予定)	空き家	
隊員 G (30 代男性)	R7. 4. 1～ R10. 3. 31 (予定)	しもだ農業コーディネーター	
隊員 H	R7. 10. 1～ R10. 9. 30 (予定)		産業振興課

8 支払方法

(1) 受注者は、委託業務完了後、業務の完了を確認するための検査に合格したときは、業

務委託料の支払を請求することができる。

(2) 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

9 留意事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、自己の利益のために利用することはできない。参加者の事業構想等に係る秘密が保持されるよう適切な措置を講じるものとする。なお、委託終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議のうえ決定する。